

# 預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書

収 加

拠

御中

私が支払うべき個人型年金の掛金を、収納企業の指定する日に下記名義の口座から口座振替の方法により支払うこととしたいので、下記の預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

## 預金口座振替規定 (自動払込は除く)

- 銀行(金庫・農協)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり国民年金基金連合会から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したのものとして取扱ってもさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

		申出者氏名	フリガナ		ゆうちょ銀行の自動払込利用の場合は、自動払込み規定が適用されます。	
住	フリガナ					
所	〒 連絡先電話番号					
掛金引落口座情報	1	金融機関コード	金融機関名		口座名義人(本人名義に限定・屋号付きは不可)	
	ゆうちょ銀行以外の金融機関	支店コード	支店名		フリガナ	
		預金種別	口座番号		(口座情報で記入する数字は、すべて右詰めで記入してください)	
		1:普通 2:当座				
	2	種目コード	契約種別コード	通帳記号		通帳番号
ゆうちょ銀行	166	30	の			
					金融機関届出印	

※訂正箇所は二重線で抹消し、金融機関届出印で訂正印を押してください。

※記入内容の誤り、不備等や、印鑑相違、押印不鮮明等の場合、再度提出をお願いすることになります。

その場合、掛金の引落しができません(引落せなかった掛金を後日、改めて納付することはできません)ので、ご注意ください)ので、ご提出の前に今一度、記入内容、届出印の押印状態をご確認ください。

(金融機関さまへのお願い) 預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)が不備の場合、不備返却事由に○印をつけて下記までご返送ください。			口座振替金融機関使用欄				収納企業名 国民年金基金連合会 確定拠出年金	
			口座振替金融機関受付	7:	年	月	日	払込先口座番号 00110-8-82774
(不備返却事由) 1. 預金取引なし      2. 印鑑相違 3. 記載事項等相違 ( 店名、預金種目 ) ( 口座番号、 ) ( 口座名義 ) 4. その他 ( )			検印      照合印      受付印				振替日(払込日) 毎月26日 (休業日の場合、翌営業日)	
							事務処理センター使用欄	
不備の場合の返却先(事務処理センター)								